

問題社員の懲戒も、無効となることがあります！

# トラブルとまらない 懲戒処分と関係規定の整備

第4回 労働トラブル防止総合講座

主 催：愛知県下各労働基準協会

多くの社員の働く企業では、就業規則や各種規定が社内秩序を守るための重要なルールとなります。社員がそのルールを無視し、問題行動を起こした場合、企業がその行動を見逃さず、適切に懲戒処分を行うことが、秩序の維持には必要です。

遅刻したり、さぼってばかりいるから出勤停止にしたのに・・・無効を訴えられてしまった・・・



その一方で、課された懲戒処分に不満を持つ社員は、その正当性を争うことがあります。懲戒処分は、客観的に合理的な理由と社会通念上の相当性を満たしていない場合、無効となることもあり、そうした事態を避けるためには、企業がその有効性、相当性を十分に理解した上で的確に行う必要があります。

そこで愛知県下各労働基準協会では、有効な懲戒処分についての理解を深めていただき、トラブルを未然に防ぐための「労働トラブル防止総合講座」を開催します。第4回の今回は、愛知労働局紛争調整委員も務めておられる弁護士 森 美穂氏にお話しいただきますので、ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

●日 時 平成27年12月4日(金) 午後1時30分～午後4時30分

●会 場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター) 名古屋市中村区名駅4丁目 4-38

## トラブルとまらない 懲戒処分と関係規定の整備

森法律事務所 所長 愛知労働局紛争調整委員  
元三重県労働委員会公益委員 元愛知県男女共同参画審議会委員  
弁護士 森 美穂 氏



●対 象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等（定員150名）

●費 用 会 員 1回 6,170円（資料代・税を含む）  
 非会員 1回 8,220円（資料代・税を含む）

5回目の内容（開催時刻は午後1時30分～午後4時30分）

月 日	内 容	講 師
第5回 平成28年 2月26日（金）	労働リスクアセスメントと 安全配慮義務	福岡宗也法律事務所 元愛知労働局紛争調整委員 弁護士 庄司俊哉氏

申込要領 申込書を予めファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を銀行へお振り込みください。

また、受講票は開催日の7日前までにお送りいたします。

会場略図

連絡先 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付

〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1

電話（052）961-1666

FAX（052）962-1670

振込先 三菱東京UFJ銀行 黒川支店

普通預金 No.2036133

一般社団法人 名北労働基準協会 労務管理教育会計

※恐れいりますが、振込手数料は貴社にてご負担願います。



労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

会員番号 ※						平成	年	月	日
事業場名					TEL	( )	-		
					FAX	( )	-		
事業内容					労働者数	人			
所在地	〒								
ご出席者	氏 名			所属部署・職名			受 講 日 (レを付けて下さい)		
	(フリガナ)						□12月4日 □2月26日		
	男・女								
	(フリガナ)						□12月4日 □2月26日		
男・女									
会費支払時期	月	日	銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者（部署名 様）				

※会員番号 郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。

H27.9

※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。